

半田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月十六日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第三号

半田市財務規則の一部を改正する規則

半田市財務規則（昭和四十六年十二月一日半田市規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十三條の三」を「第七十三條の六」に改める。

第三十條の次に次の一條を加える。

（指定公金事務取扱者）

第三十條の二 市長は、会計管理者と協議のうえ、法第二百四十三條の二第一項に規定する指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託することができる。

第三十九條第一項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第四十七條の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「私人に委託された」を「市長は、指定公金事務取扱者に委託した」に、「事務は」を「事務を」に、「されなければならない」を「させなければならない」に改め、同項を同條とする。

第四十七條の二を削る。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 削除

第七十二條の見出しを「（指定公金事務取扱者に対する支出事務の委託）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「私人に委託された支出の事務は」を「市長は、指定公金事務取扱者に委託した支出の事務を」に改め、同項を同條とする。

第四百四十八條第一項第二号中リを又とし、八からチまでをニからリまでとし、ロの次に次のように加える。

八 森林環境税

附 則

（施行期日）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。